

茨城町

まち・ひと・しごと創生

総合戦略



平成27年12月

平成30年 9月改訂



茨城町における地方創生の実現に向けて

国立社会保障・人口問題研究所が平成24（2012）年に発表した「日本の将来推計人口（中位推計）」によると、日本の総人口は、平成42（2030）年には1億人を割って9,913万人となり、平成72年（2060年）には8,674万人まで、急激に減少すると推測されており、本町においても、平成72（2060）年には20,802人まで人口減少が進むと推測されています。

このような状況を踏まえ、国において、急速な少子高齢化への対応、人口の減少歯止め、東京圏への過度の人口集中の是正を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生法の中では、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出していくこととされています。

本町では、従来から総合計画に掲げたまちの将来像の実現に向けて、住民の福祉の向上に努めてまいりました。

また本年は、町制施行60周年の大きな節目を迎え、新たな町政のページが開かれた年であり、町政の新たな発展と新たな歴史を未来に描き、将来に渡って活力ある茨城町を創っていく決意を新たにしました。

このような中、新たに地方創生が国及び地方の課題として提起され、本町においても、今後の中長期的な視野に立ち、人口減少を克服して、未来に希望を持ち、将来の子や孫達のために自信と誇りを持ってバトンを渡すには、まちづくりの新たな方向性を示す必要があります。

ここに策定する「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「茨城町人口ビジョン」に基づき、人口減少の克服や地域課題の解決に向けて活力ある茨城町であり続けるための基本目標や施策が定められています。

今後は、本戦略に基づき、基本目標等を達成すべく全力で取り組んでまいりますので、町民、事業者、関係団体の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、「茨城町人口ビジョン」及び「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました有識者会議の委員の皆様をはじめ、多くの関係各位の皆様から感謝を申し上げます。



平成 27 年 12 月

茨城町長 小林宣夫

目 次

1	はじめに	1
	茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	1
2	基本的な考え方	2
(1)	人口減少と地域経済縮小への歯止め	2
ア	就労・結婚・子育ての希望の実現	2
イ	東京圏への一極集中の是正	2
ウ	地域特性に即した地域課題の解決	3
(2)	まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	3
ア	ひとの創生	3
イ	しごとの創生	3
ウ	まちの創生	4
3	本町の経済・都市・福祉・教育の実態把握	5
(1)	町内の生産活動に関する基本的なデータ	5
(2)	雇用に関する基本的なデータ	5
(3)	都市に関する基本的なデータ	5
(4)	利便性に関する基本的なデータ	6
(5)	福祉に関する基本的なデータ	7
(6)	教育・子育てに関する基本的なデータ	8
4	政策の企画・実行に当たっての基本方針	9
(1)	まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	9
ア	自立性	9
イ	将来性	9
ウ	地域性	9
エ	直接性	9
オ	結果重視	9
(2)	本町の取組体制とP D C Aの整備	10
ア	「5箇年戦略」の策定	10
イ	データに基づく、本町の特徴と課題の抽出	10
ウ	国の支援体制等の活用	11
エ	国、県及び近隣自治体との連携推進	11
オ	金融機関や民間企業との官民連携の促進	11
カ	大学等との連携の強化	11

5 今後の施策の方向	1 2
(1) 施策の体系	1 2
(2) 政策の基本目標	1 7
ア 成果（アウトカム）を重視した目標設定	1 7
イ 4つの「基本目標」	1 8
(3) 基本目標及び政策の展開	1 9
資料	2 5
■茨城町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」と「総合戦略」の全体図	2 5
■茨城町まち・ひと・しごと創生推進体制	2 7
■茨城町人口ビジョン及び茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過	2 8
■茨城町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年茨城町要綱第1号）	3 1
■茨城町まち・ひと・しごと創生本部名簿	3 2
■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年茨城町要綱第30号）	3 3
■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿	3 4
■茨城町まち・ひと・しごと創生プロジェクトチーム名簿	3 5

1 はじめに

茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

我が国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが課題となっています。

このため、国では、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）を制定し、地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開が打ち出されました。

これに基づき、国では、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「国長期ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国総合戦略」という。）を策定しました。国長期ビジョンでは、2060 年に 1 億人程度の人口を確保し、2050 年に GDP 成長率 1.5～2.0%程度を維持することを目標として掲げています。また、2015 年度から 2019 年度までの 5 年間の計画期間とする国総合戦略において、「地方における雇用創出」「東京への人口集中の緩和」「若年層の結婚・出産・子育ての促進」「地域活性化」を柱に、様々な施策を決定しました。

茨城町（以下「本町」という。）では、創生法第 10 条第 1 項において、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」との規定に基づき、茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「町総合戦略」という。）を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小への歯止め

我が国の人口は、2008年をピークに人口の減少局面に入りました。このまま人口減少が続けば、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計も出ています。

本町の人口についても、1994年の36,058人をピークに減少傾向で推移し、国立社会保障・人口問題研究所準拠の人口推計によると2060年には、20,802人程度となると推測されています。

また、本町の合計特殊出生率^{※1}についても、国及び県の合計特殊出生率を下回っていることから、今後、人口減少が加速度的に進む可能性があります。

人口減少は、必然的に生産年齢人口^{※2}や働き手の減少を伴うので、地域経済規模を縮小させる恐れがあります。加えて、社会保障費の増大等により、働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させる恐れもあります。人口減少によって地域経済の縮小が一旦始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥りかねません。

具体的には、町税等の減少に伴い歳出が減り公共サービスが低下することや、若者の地域を支える担い手が不足することで地域経済が停滞すること、消費が減るなどして商業面などで経済活動が縮小することなどが予測されます。経済以外についても、地域コミュニティの活動が縮小することや、空き家、空き地、耕作放棄地の増加によって防災、防犯上の危険性が高まるなど、人口減少がもたらす影響は、多方面に及ぶことが予想されます。

ア 就労・結婚・子育ての希望の実現

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現します。

イ 東京圏への一極集中の是正

地方では人口減少が進み消滅可能性都市^{※3}が出てくることに対し、東京圏では人口の集中が進みますが、集積が生み出すメリットを超えて、様々な弊害が生じると考えられています。東京圏への人口が集中することは、単に地方の人口が減るだけではなく、東京圏では厳しい住宅事情や子育て環境等から、出生率が非常に低い状況にあるので、その結果、我が国全体の人口減少に結びつく可能性もあるので、これを早急に食い止める必要があります。

※1 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性を5歳間隔でグループ分けし、グループごとに該当年次に何人出生したかを計算し、合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

※2 生産年齢人口とは、15以上65歳未満人口のことです。

※3 消滅可能性都市とは、人口減少や少子化が止まらず、存続が危ぶまれると指摘された896市区町村の全国市区町村の49.8%が該当。本町は非該当。日本創生会議（座長：増田寛也元総務大臣）が平成26年5月に発表。

ウ 地域特性に即した地域課題の解決

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、本町が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにします。

この構造的な課題の解決には、非常に長期の期間を要することになり、仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年がかかるとされています。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はありません。本町は、国、県、周辺市町村、町民、関係団体、事業者等とともに、問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組んでいきます。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる必要があります。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要となってくるのが、国総合戦略でも指摘されるように、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する施策・取組の実施です。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もあります。悪循環を断ち切るには、本町に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、本町への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す必要があります。このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要です。

ア ひとの創生

本町への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、町内での就労を促すとともに、本町内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、本町への移住・定着を促進するための仕組みを整備します。

くらしの環境を心配することなく、本町でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現します。

イ しごとの創生

本町に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力します。特に、若い世代が本町で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となります。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な本町では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となります。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる起業の支援、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現します。

ウ まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が本町での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の活性化が必要となります。このため、地域の絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地域の特性に即した地域の課題解決と活性化に取り組んでいきます。

これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「ひと」、「しごと」、「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環の確立につながらなければなりません。

このためには、本町の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要です。

3 本町の経済・都市・福祉・教育の実態把握

本町における地方創生の推進に当たり、その効果を最大限に得られるよう、本町の経済、都市、福祉、教育に関する実態を把握しました。

分析	考察																											
<p>(1) 町内の生産活動に関する基本的なデータ</p> <p>平成 13 年から平成 21 年にかけて、従業者数は 2,449 人増加しており、水戸医療センターの開院やイオンタウン水戸南の開設が大きな要因として考えられます。</p> <p>「(4) 利便性に関する基本的なデータ」及び「(5) 福祉に関する基本的なデータ」の結果から、今後、このような第三次産業における大幅な従業者数の増加は少なくなると考えられます。</p> <p>しかし、増加した従業者数のうち 341 人は、第二次産業における増加であり、今後も、工業団地における企業立地による従業者数の増加は期待できます。</p>	<p>■第三次産業の従業者数の増加は、難しいが、第二次産業の従業者数の増加は、工業団地での企業立地に伴う雇用機会の創出により期待できる</p>																											
<p>(2) 雇用に関する基本的なデータ</p> <p>水戸市も含めた県央地域の有効求人倍率は県平均及び全国平均を下回っており、求職者数が求人数を上回っています。</p> <p>今後、本町での雇用機会の創出により、県央地域において未就職の求職者の受け口となり、ひいては人口増加が期待できます。</p>																												
<p>(3) 都市に関する基本的なデータ</p> <p>平成 27 年現在、茨城工業団地及び茨城中央工業団地の総従業員数は、724 人であり、1 h a 当たりの従業員数は 32.2 人です。</p> <p>今後、両団地の全残分譲面積に企業が立地した場合、2,116 人の人口増が期待できます。</p>																												
<p>産業三部門別従業者数の構成比の推移</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>産業三部門別従業者数の構成比の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>事業所数 (所)</th> <th>従業者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和56年</td><td>1,160</td><td>7,287</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>1,491</td><td>9,637</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>1,466</td><td>10,724</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>1,418</td><td>10,757</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>1,307</td><td>9,966</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>1,229</td><td>10,500</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>1,357</td><td>12,415</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>1,259</td><td>11,870</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：事業所・企業統計調査，経済センサス（経済産業省）</p>		年	事業所数 (所)	従業者数 (人)	昭和56年	1,160	7,287	平成6年	1,491	9,637	平成11年	1,466	10,724	平成16年	1,418	10,757	平成21年	1,307	9,966	平成26年	1,229	10,500	令和3年	1,357	12,415	令和7年	1,259	11,870
年	事業所数 (所)	従業者数 (人)																										
昭和56年	1,160	7,287																										
平成6年	1,491	9,637																										
平成11年	1,466	10,724																										
平成16年	1,418	10,757																										
平成21年	1,307	9,966																										
平成26年	1,229	10,500																										
令和3年	1,357	12,415																										
令和7年	1,259	11,870																										

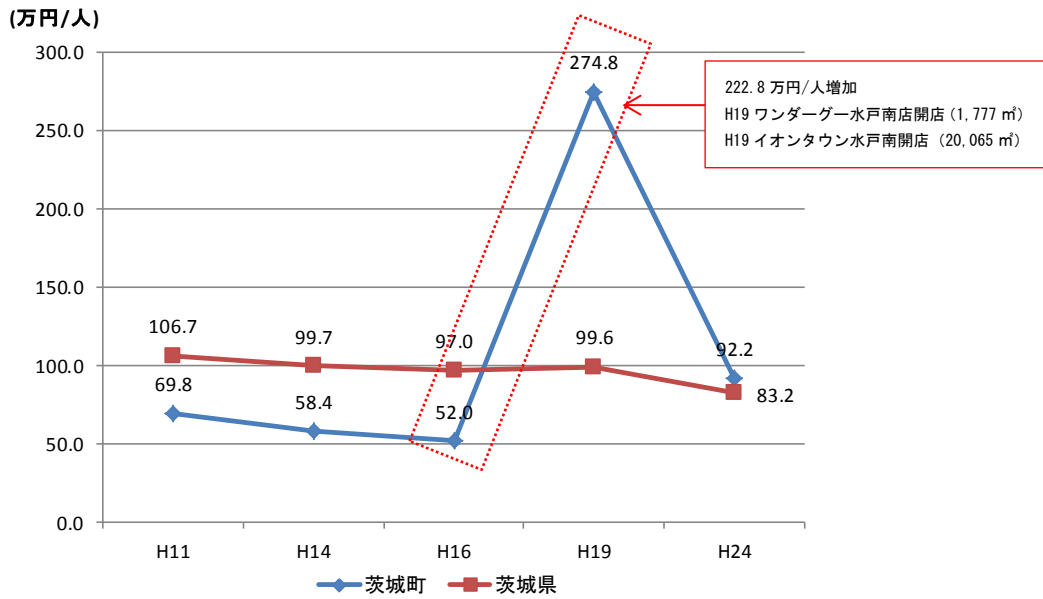
(4) 利便性に関する基本的なデータ

平成 19 年にイオンタウン水戸南が開店したこと等により、人口一人あたりの年間商品販売額及び売場面積は、平成 24 年時点において、県平均を上回っており、小売業店舗等の利便性に恵まれた町といえます。

本町の小売業店舗面積は平成 24 年において 42,019 m²であり、そのうち大規模小売店舗は 31,154 m² (平成 22 年) となっています。人口減少による消費の低下が予想されている中、とりわけ、約 26%のその他小売店舗の存続が難しくなることが考えられます。

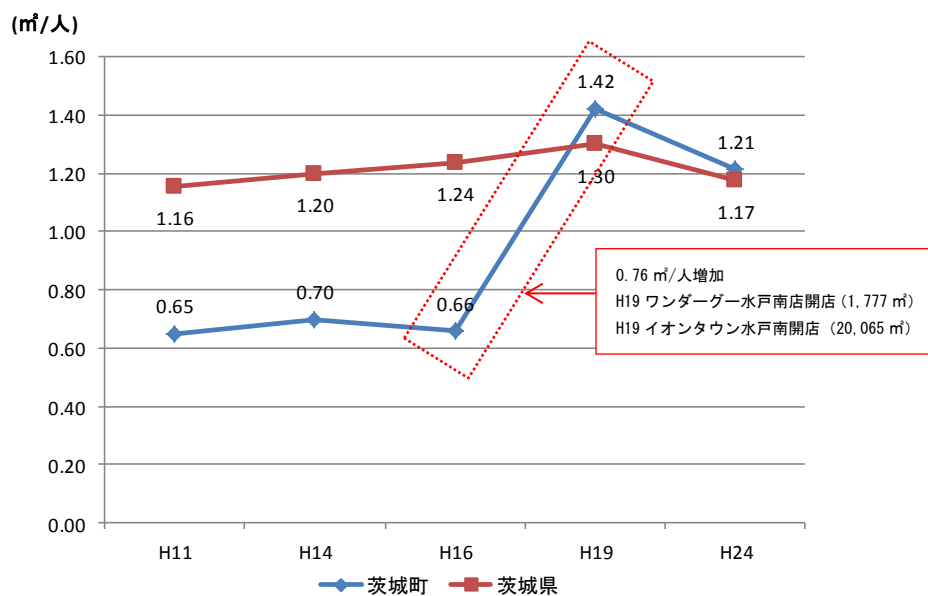
■大規模小売店舗があり、本町内での日常品の購入が可能であるため、一定の利便性が確保されている

人口一人あたりの年間商品販売額 (万円/人)



資料：商業統計，経済センサス（経済産業省）

人口一人あたりの売場面積 (m²/人)



資料：商業統計，経済センサス（経済産業省）

(5)福祉に関する基本的なデータ

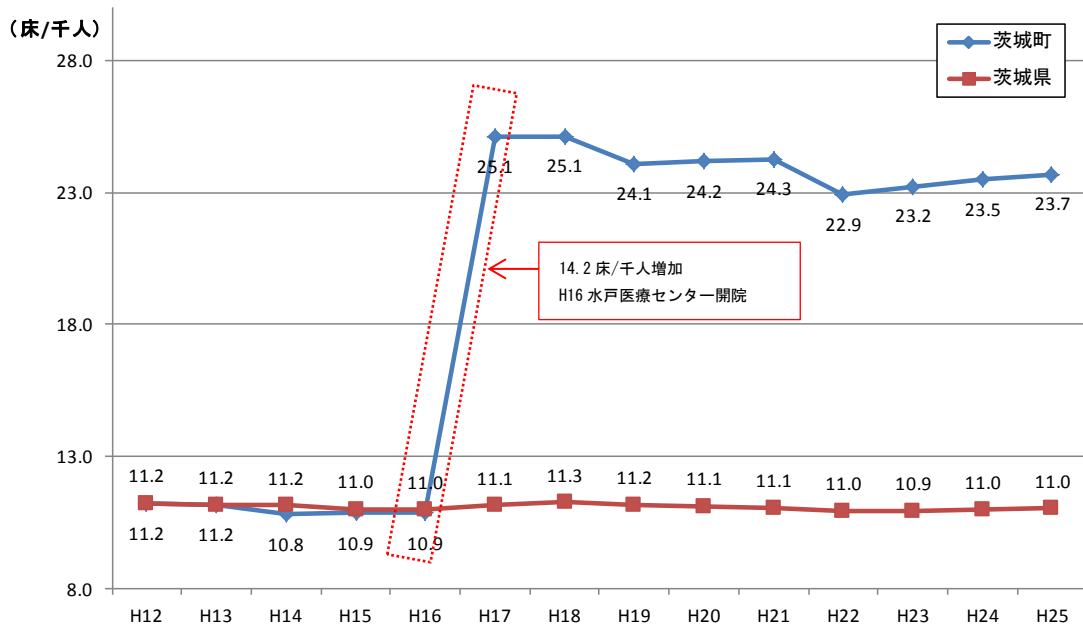
平成 16 年に水戸医療センターが開院したことや、介護老人保健施設の桜の郷祐寿苑が開院したこと等により、人口千人あたりの一般病院の病床数及び 65 歳以上人口千人あたりの高齢者福祉施設の定員数は、平成 25 年時点において、県平均を上回っており、医療及び福祉施設に恵まれた町といえます。

本町においても人口減少が推計されているが、今後も、高齢化が進み、高齢人口が多くなることが推計されており、65 歳以上人口千人あたりの高齢者福祉施設の定員数は減少傾向にあるため、高齢者福祉施設の増設が必要となると考えられます。

また、本町は鉄道がないため、車を運転できない高齢者等の交通弱者に対するバス等の公共交通の強化が期待されます。

■今後さらに進む高齢者福祉施設または介護サービス及びバス等の公共交通の強化が必要

人口千人あたりの一般病院の病床数の推移



資料：茨城県医療施設調査・病院報告

(6)教育・子育てに関する基本的なデータ

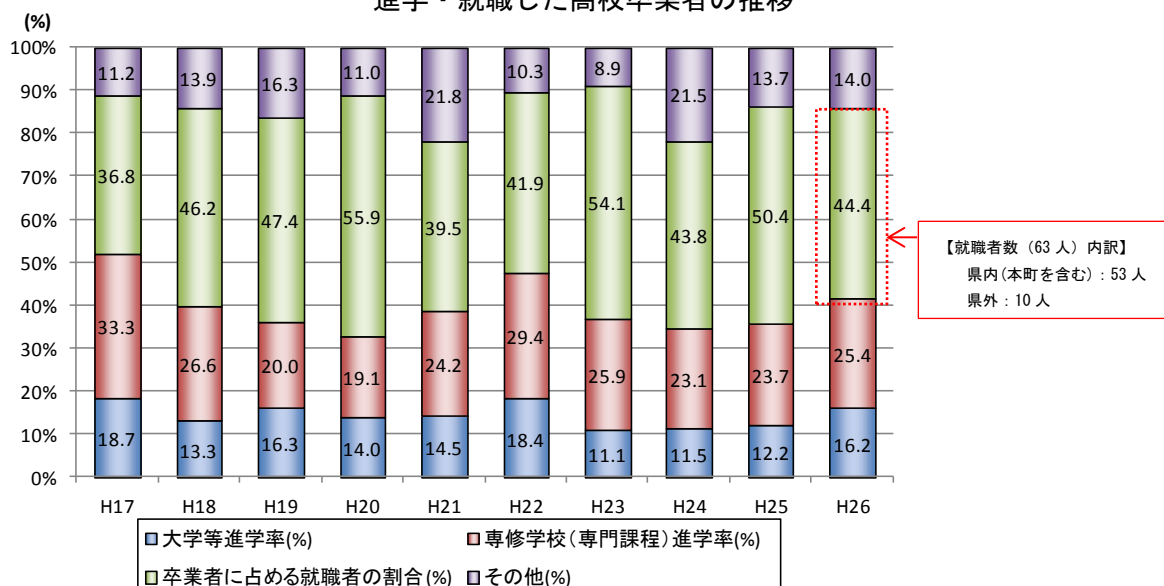
本町の高校卒業者の進学・就職率では、県平均に比べ、就職する割合が非常に高く、平成26年時点において、高校卒業生内の就職者数(63人)のうち、県外に就職した人数は10人、県内(本町を含む)に就職した人数は53人となっています。

県内他市町村への転出を防ぐためにも本町での雇用機会の創出が必要となります。

また、平成25年時点において保育所定員が在所児数を上回っていますが、若干しか空き定員がなく、今後、子育てに対する各種施策を実施し、出生率を向上させ、子どもが増えた場合、待機児童が発生する可能性も考えられます。

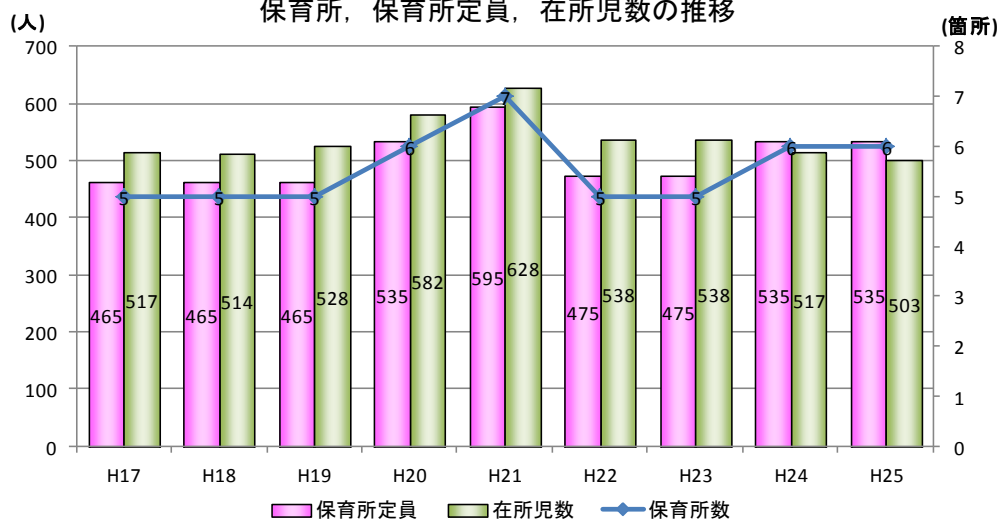
- 工業団地における企業立地に伴う一定の雇用機会の創出
- 子育て支援施設への対応が必要

進学・就職した高校卒業者の推移



資料：学校基本調査（文部科学省）

保育所、保育所定員、在所児数の推移



資料：社会福祉施設等調査（厚生労働省）

4 政策の企画・実行に当たっての基本方針

(1) まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則

人口減少の克服と本町の地方創生を確実に実現するため、国総合戦略で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づきつつ、関連する施策を展開します。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

ア 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

イ 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

ウ 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的なデータに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

エ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

オ 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCA[※]メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

※ PDCA とは、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

(2) 本町の取組体制とPDCAの整備

国の政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、国の伴走的な支援のもと、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持って「総合戦略」を推進していくことが必要です。そのためには、本町の経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、以下のように、国、県等と連携しながら本町が主体となり枠組みの構築に取り組みます。

ア 「5箇年戦略」の策定

① 「5箇年戦略」の策定

本町は、国、県の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案し、中長期を見通した「茨城町人口ビジョン（以下「町人口ビジョン」という。）」と5箇年の「町総合戦略」を策定し、創生に取り組みます。

また、そのための体制を整えるため、庁内においても「縦割り」や「重複」を排除し、地域における産業、雇用、企業等のイノベーション創出等の施策を一体的に推進する組織として、産官学金労の代表者から構成される茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設立しました。

2016年度以降は、「町総合戦略」に基づき、データによる政策効果検証を行い、改善を進めるPDCAサイクルを本格的に稼働させます。

② 政策目標設定と効果検証の仕組み

本町は、基本目標を示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標^{※1}を原則とした重要業績評価指標（KPI^{※2}）で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立します。

これに当たっては、有識者会議において、実施した事業のKPIの達成状況等で政策の効果の検証を行うとともに、必要に応じて改訂を行います。

イ データに基づく、本町の特性と課題の抽出

本町では、産業や人口、社会インフラ等の現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、本町の強み・弱みなど特性に即した地域課題等を踏まえ「町総合戦略」を策定し、それに基づく施策のPDCAサイクルを確立します。

※1 アウトカム指標とは、政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）を示す指標。

※2 KPIとは、Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、『『日本再興戦略』改訂2014』（平成26年6月24日閣議決定）でも設定されています。

ウ 国の支援体制等の活用

取組み推進に当たっては、地方創生先行型交付金、新型交付金等の財政的支援制度に加えて「地方創生コンシェルジュ[※]制度」などの人的支援制度も含め、多様に用意された国の支援制度を積極的に活用します。

エ 国、県及び近隣自治体との連携推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめ地域間の広域連携を積極的に進めることとし、課題の解決を図ってまいります。

オ 金融機関や民間企業との官民連携の促進

町総合戦略の推進に当たって、より高い効果を獲得するためには、企業、大学・研究機関、NPOなどの多様な主体が、それぞれの特長や能力に応じた役割を積極的に果たすとともに、互いに連携・協力し、ともに力を合わせながら進めていくことが重要となります。

このため、産官学金労の連携による新たな産業の創出・育成といった「しごと」づくりをはじめ、あらゆる主体との間で人口減少に関する基本認識を共有し、人材・技術・資金などの様々な面において民間の活力やアイデアを積極的に活用します。

カ 大学等との連携の強化

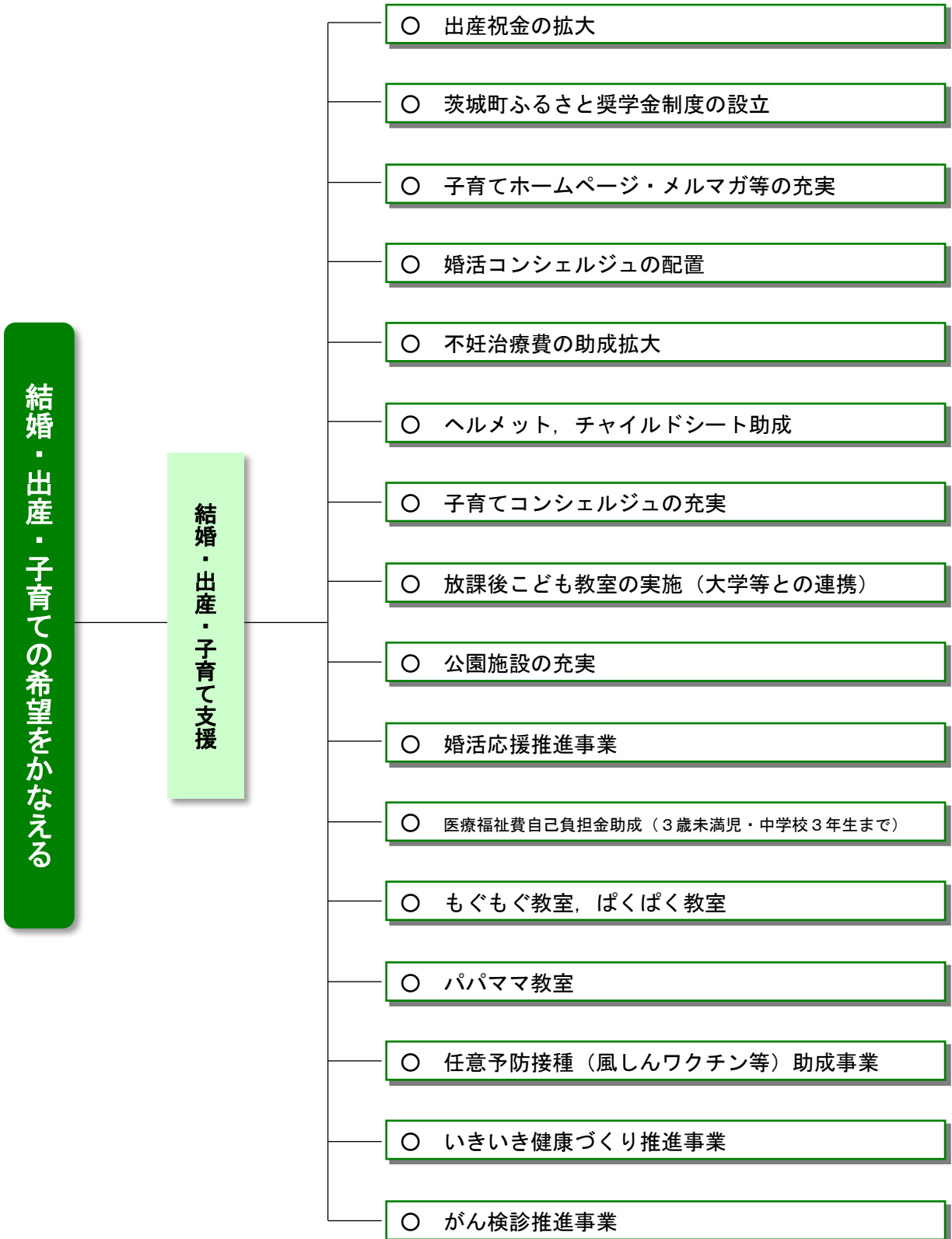
意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境を実現するためには、雇用の創出に加え、県内に立地する大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要です。

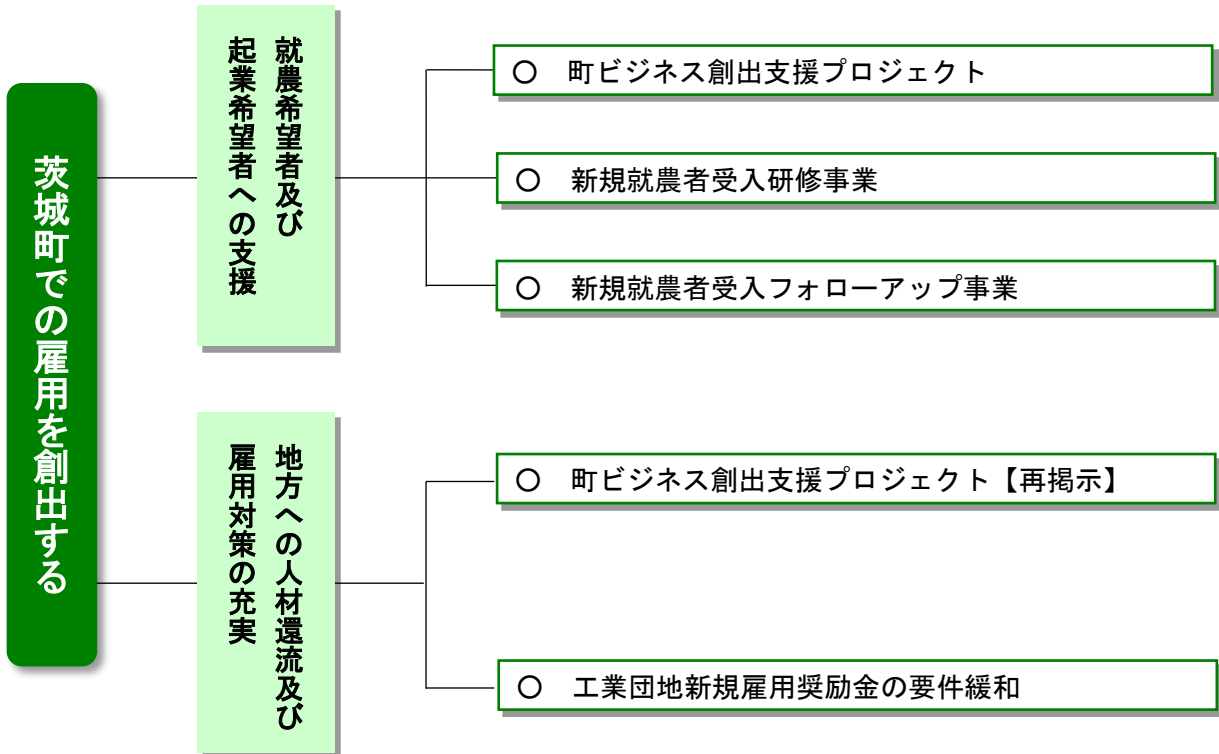
このため、地域の「知」の拠点である県内大学等との連携をより一層強化し、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組みを促進するとともに、若者の町内企業への就職を促進します。

※ 地方創生コンシェルジュとは、地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任するものです。

5 今後の施策の方向

(1) 施策の体系





茨城町への新しいひとの流れをつくる

地方移住の推進

- 金融機関との連携によるリバースモーゲージローンの導入
- 定住コンシェルジュの配置
- 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置
- 魅力発信協力隊の導入
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備
- 茨城町版DMO※1の設立
(農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)
- 転入者住宅リフォーム補助
- 空き家バンク整備事業
- 定住促進パンフレットの作成
- 農家民泊・民宿による受入れ事業
- 体験型観光農園事業
- 地域おこし協力隊の拡充
- ふるさと元気づくり推進事業
- 21世紀チャレンジ農業の推進
- 桜の郷整備事業
- 全国移住ナビ, JOIN※2及び町ホームページでの情報発信
- 移住・交流ガーデンでのパンフレット配布及び相談会の実施
- JOIN移住・交流&地域おこしフェア, 町村会町イチ及び村イチ等への出展
- 新規就農者受入研修事業【再掲示】
- 新規就農者受入フォローアップ事業【再掲示】

※1 DMOとは, Destination Management / Marketing Organizationの略で, 地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型(地域主導型)観光プラットフォームを指します。

※2 JOINとは, Japan Organization for Internal Migrationの略で, 一般社団法人 移住・交流推進機構を指す。移住交流促進に取り組む自治体と企業を連携させることを目的として組織されています。

茨城町への新しいひとの流れをつくる

他市町村からの定住促進

- 定住コンシェルジュの配置【再掲示】
- 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置【再掲示】
- 魅力発信協力隊の導入【再掲示】
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲示】
- 茨城町版DMOの設立
(農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)【再掲示】
- 転入者住宅リフォーム補助【再掲示】
- 空き家バンク整備事業【再掲示】
- 農家民泊・民宿による受入れ事業【再掲示】
- 体験型観光農園事業【再掲示】
- 観光ボランティア育成事業
- 地域おこし協力隊の拡充【再掲示】
- 集落支援員の拡充
- ふるさと元気づくり推進事業【再掲示】
- 21世紀チャレンジ農業の推進【再掲示】
- 桜の郷整備事業【再掲示】

行政に頼らないソーシャルビジネスの創出
及び地域の循環型経済の構築

- 茨城町版DMOの設立
(農家民泊, 体験ツアー等を全町へ)【再掲示】
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲示】

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを
守るとともに、地域と地域を連携する

ラムサール条約登録湿地「涸沼」における
銚田市及び大洗町との連携

- ラムサール条約*登録湿地「涸沼」を生かした広域観光等推進事業
 - ・ 涸沼のホームページ作成
 - ・ モニターツアー、ファムトリップの実施
 - ・ 涸沼に関するパンフレットの作成
 - ・ 多言語対訳サービスの構築
 - ・ 広域DMOの設立検討 など

茨城県央地域定住自立圏

- 茨城県央地域定住自立圏に関する事業
(水戸市及び構成市町村で調整中)

* ラムサール条約とは、正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約のことであり、涸沼は、平成27年5月28日（ラムサール事務局のあるスイス時間）に登録されました。

(2) 政策の基本目標

ア 成果（アウトカム）を重視した目標設定

「国総合戦略」では、政策の「基本目標」を明確に設定するとともに、政策の進捗状況についてKPIで検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）が確立されています。

こうした観点から、「町総合戦略」についても政策の「基本目標」については、本町の人口・経済の中長期展望を示した「町人口ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である2020年において、本町として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定します。

「町人口ビジョン」が示す中長期展望

「町人口ビジョン」では、中長期展望として、「2060年に26,500人程度の人口が確保されること」が示されています。これを実現するためには、町民の結婚や出産、子育ての希望をかなえ、現状の人口増加に寄与する「桜の郷整備計画」の的確な進行、若い世代の就職先の確保が必要です。

町民の結婚や出産、子育ての希望の実現に取り組み、合計特殊出生率を国の目標水準(2030年1.80, 2040年2.07, 2045年2.10)まで向上させる必要があります。

また、若い世代を中心とする東京圏や県内の他市町村への転出が、本町の人口減少につながっていることから、本町における顕著な人口誘導政策となっている「桜の郷整備計画」の整備促進、茨城工業団地、茨城中央工業団地への企業誘致及び雇用促進などに取り組む必要があります。

さらに、ラムサール条約湿地に登録された涸沼のワイズユース等に関し、県、銚田市及び大洗町と広域連携した取組を実施していきます。

イ 4つの「基本目標」

町人口ビジョンでは、人口の現状分析として、人口の動向や将来人口の推計等を行い、人口変化による影響を示しました。加えて、アンケート調査により町民等の意識・希望を把握し、また国勢調査等のデータにより、人口減少克服に向けた現状と課題を整理し、2060年に向けた本町の人口の中長期展望を示しました。その中で、今後目指すべき将来の方向として、基本的な考え方に基づき、次の4つの基本目標を掲げ、町人口ビジョンの実現に向けて取り組みます。

「しごと」と「ひと」の好循環づくり

■基本目標 1

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■基本目標 2

茨城町での雇用を創出する

■基本目標 3

茨城町への新しいひとの流れをつくる

好循環を支える、「まち」の活性化

■基本目標 4

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(3) 基本目標及び政策の展開

本町では、4つの基本目標について、「基本目標」⇒「基本施策」⇒「具体的な施策・事業」の3段階で施策の展開を図ります。なお、「具体的な施策・事業」に掲げられている事業は、既に取り組んでいるもののほか、今後、実施に向けて検討を要するものも含まれています。

「しごと」と「ひと」の好循環づくり

基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

<基本的方向>

本町においては、これまでの合計特殊出生率が、国・県と比較して低い状況にあります。今後、「桜の郷」整備事業をはじめとして、子育て世代等に対する各種施策を実施することにより、合計特殊出生率を国レベルに向上させます。

数値目標	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
合計特殊出生率	1.26 ^{※1}	1.47
未婚率	21.05% ^{※2}	19%

※1 平成20年～平成24年人口動態統計特殊報告(厚生労働省)

※2 平成22年国勢調査(総務省)

基本施策		結婚・出産・子育て支援	
重要業績評価指標（KPI）		基準値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
出生者数		202人	1,133人（5年間）
茨城町ふるさと奨学金の利用者数		—	10人（5年間）
子育てホームページのアクセス数		—	3,000ページビュー
婚活イベントカップル成立数		—	70組（5年間）
子育てコンシェルジュ※の人数		—	1人
不妊治療費の助成件数		15件	150件（5年間）
放課後こども教室の実施校数		—	4校
ヘルメットの助成者数		571人（平成27年度）	3,000人（5年間）
チャイルドシートの助成者数		—	500人（5年間）
具体的な施策・事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子ども・子育て支援の充実 ・ 安全・安心な子育て環境の構築 ・ 子育て世代の転入及び定住促進 			
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産祝金の拡大 ・ 茨城町ふるさと奨学金制度の設立 ・ 子育てホームページ・メルマガ等の充実 ・ 婚活コンシェルジュの配置 ・ 不妊治療費の助成拡大 ・ ヘルメット，チャイルドシート助成 ・ 子育てコンシェルジュの充実 ・ 放課後こども教室の実施（大学等との連携） ・ 公園施設の充実 ・ 婚活応援推進事業 ・ 医療福祉費自己負担金助成（3歳未満児・中学校3年生まで） ・ もぐもぐ教室，ぱくぱく教室 ・ パパママ教室 ・ 任意予防接種（風しんワクチン等）助成事業 ・ いきいき健康づくり推進事業 ・ がん検診推進事業 		

※ コンシェルジュとは、ホテルで宿泊客の様々な相談に応える係のことから広がり、客が何でも相談できる窓口を設け、対応する者を称しています。

基本目標 2 茨城町での雇用を創出する

<基本的方向>

地域現況から、求職者数が求人数を上回っている状況にあり、人口を増加させるためには、「茨城工業団地」や「茨城中央工業団地」における企業立地に伴う一定の雇用機会の創出が必要であると考
えます。

また、近年における隣接都市などへの転出増加による人口減少に対応するためにも、高校卒業生の町内での雇用、町外の大学卒業者のUターンを積極的に支援していきます。

数値目標	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
新設事業所の開設による雇用者数	4事業所 64人※ ¹	8事業所 128人
農業就業者の割合	16.12%※ ²	16.50%
認定農業者数	202 経営体	210 経営体
茨城工業団地及び茨城中央工業団地の企業数	16 社	20 社

※1 平成24年経済センサス(総務省)

※2 平成22年国勢調査(総務省)

基本施策 2-1 就農希望者及び起業希望者への支援

重要業績評価指標(KPI)	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
町ビジネス創出支援起業家	—	3人(5年間)
新規就農受入研修事業修了者	—	8人(5年間)
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者及び起業希望者への支援の充実 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町ビジネス創出支援プロジェクト ・新規就農者受入研修事業 ・新規就農者受入フォローアップ事業 	

基本施策 2-2 地方への人材還流及び雇用対策の充実

重要業績評価指標(KPI)	基準値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
工業団地新規雇用奨励金の対象者	—	100人(5年間)
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・Uターン希望者への支援の充実 ・工業団地立地企業への町民優先採用施策の充実 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町ビジネス創出支援プロジェクト【再掲示】 ・工業団地新規雇用奨励金の要件緩和 	

基本目標 3 茨城町への新しいひとの流れをつくる		
<基本的方向> 「桜の郷」整備事業の的確な進行により一定の新規人口の確保が見込めますが、さらなる人口増加に向け、各種情報発信により本町の魅力を広め、転入を促す実質的な支援施策を充実させていきます。		
数値目標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
転入転出者の数	転出超過 年 126 人	転出入者数均衡

基本施策 3-1 地方移住の推進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
東京圏等での移住相談会の回数	—	15 回 (5 年間)
リバースモーゲージローン*の利用者数	—	5 人 (5 年間)
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町の各種情報の発信 ・東京圏等での移住相談会の実施 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との連携によるリバースモーゲージローンの導入 ・定住コンシェルジュの配置 ・魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置 ・魅力発信協力隊の導入 ・学校跡地を活用した交流拠点の整備 ・茨城町版DMOの設立（農家民泊，体験ツアー等を全町へ） ・転入者住宅リフォーム補助 ・空き家バンク整備事業 ・定住促進パンフレットの作成 ・農家民泊・民宿による受入れ事業 ・体験型観光農園事業 ・地域おこし協力隊の拡充 ・ふるさと元気づくり推進事業 ・21 世紀チャレンジ農業の推進 ・桜の郷整備事業 ・全国移住ナビ，JOINホームページ及び町ホームページでの情報発信 ・移住・交流情報ガーデンでのパンフレット配布及び相談会の実施 ・JOIN移住・交流&地域おこしフェア，町村会町イチ及び村イチ等への出展 ・新規就農者受入研修事業【再掲示】 ・新規就農者受入フォローアップ事業【再掲示】 	

※ リバースモーゲージローンとは、都会にある家を他人に貸して、その賃料を担保に融資を行い、賃料収入でローンを返済する仕組みのことです。当町においては、賃料返済型の活用を想定しています。

基本施策 3-2 他市町村からの定住促進		
重要業績評価指標（KPI）	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
定住コンシェルジュの人数	—	1 人
魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの人数	—	1 人
いば3ふるさとサポーターズクラブ会員数	—	650 人
転入者住宅リフォーム補助の件数	—	26 件（5 年間）
空き家バンクを利用した契約件数	—	5 件（5 年間）
農家民泊・民宿による受入れ人数	—	1,000 人（5 年間）
体験型観光農園の入場者数	—	1,800 人（5 年間）
観光ボランティアの登録人数	—	30 人
具体的な施策・事業		
・ 転入者誘致促進施策の充実		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住コンシェルジュの配置【再掲示】 ・ 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置【再掲示】 ・ 魅力発信協力隊の導入【再掲示】 ・ 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲示】 ・ 茨城町版DMOの設立（農家民泊，体験ツアー等を全町へ）【再掲示】 ・ 転入者住宅リフォーム補助【再掲示】 ・ 空き家バンク整備事業【再掲示】 ・ 農家民泊・民宿による受入れ事業【再掲示】 ・ 体験型観光農園事業【再掲示】 ・ 観光ボランティア育成事業 ・ 地域おこし協力隊の拡充【再掲示】 ・ 集落支援員の拡充 ・ ふるさと元気づくり推進事業【再掲示】 ・ 21 世紀チャレンジ農業の推進【再掲示】 ・ 桜の郷整備事業【再掲示】 	

基本施策 3-3 行政に頼らないソーシャルビジネスの創出及び地域の循環型経済の構築		
重要業績評価指標（KPI）	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
茨城町版DMOの数	—	1 箇所
学校跡地の利活用数	—	4 校
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・ DMOにおける農家民泊，体験ツアー等の開催 ・ 学校跡地等の利活用 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城町版DMOの設立（農家民泊，体験ツアー等を全町へ）【再掲示】 ・ 学校跡地を活用した交流拠点の整備【再掲示】 	

好循環を支える、「まち」の活性化

基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

＜基本的方向＞

涸沼が平成 27 年 5 月にラムサール条約に登録され、世界的にも有名になったことを契機に、銚田市及び大洗町と連携し、NPO、各団体（地元自治会含む）、民間企業、行政等からなる事業主体により、交流人口の拡大に向けた移住・二地域居住の推進、多様な主体との連携による地域一体となった取組みを行い、地域経済の活性化を図っていきます。

数値目標	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
茨城町、銚田市及び大洗町における観光客動態調査における入込客数	533 万人	769 万人
定住自立圏形成協定の締結数	—	1

基本施策 4-1 ラムサール条約登録湿地涸沼における銚田市及び大洗町との連携

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
モニターツアー ^{※1} の参加者 (3 市町)	—	300 人 (5 年間)
ファミトリップ ^{※2} の参加者 (3 市町)	—	40 人 (5 年間)
涸沼ホームページのアクセス数	—	47,000 ページビュー
涸沼自然公園の入場者数	61,314 人	86,000 人
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、NPO、行政等で組織する協議会の設立 ・環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習の推進 ・周辺地域の観光・地域振興・地域経済活性化施策の推進 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録湿地「涸沼」を生かした広域観光等推進事業 涸沼のホームページ作成、モニターツアー、ファミトリップの実施、涸沼に関するパンフレットの作成、多言語対訳サービスの構築、広域DMOの設立検討 など 	

※1 モニターツアーとは、依頼者が、旅行費用の一部を負担することを条件に、一般のモニターを募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらう旅行の形態をいいます。

※2 ファミトリップとは、観光地などの誘客促進のため、旅行関係事業者を対象に現地視察をしてもらうツアーをいいます。

基本施策 4-2 茨城県央地域定住自立圏^{※3}

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(平成 26 年度)	目標値(平成 31 年度)
定住自立圏形成協定の締結数	—	1
具体的な施策・事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県央地域定住自立圏に関する事業 		
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県央地域定住自立圏に関する事業（水戸市及び構成市町村で調整中） 	

※3 定住自立圏とは、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策を指します。

■茨城町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」と「総合戦略」の全体図

人口ビジョン

総合戦略（2015～2019年度の5箇年）

中長期展望（2060年を視野）

人口減少問題の克服

◎2060年に26,500人

程度の人口を確保

◆人口減少の歯止め

国の人口推移と同様に、

合計特殊出生率を

2030年 1.80程度

2040年 2.07程度

2045年 2.10程度

の上昇を目指す。

◆転入者の増、転出者の減

基本目標（成果指標、2020年）

「しごと」と「ひと」の好循環づくり

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆合計特殊出生率 1.47人

◆未婚率 19%

茨城町での雇用を創出する

◆新設事業所の開設による雇用者数
8事業所 128人

◆農業就業者の割合 16.50%

◆認定農業者数 210経営体

◆茨城工業団地及び茨城中央工業団地の企業数
20社

茨城町への新しいひとの流れをつくる

◆転入転出者の数 転出入者数均衡

好循環を支える、「まち」の活性化

時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。

◆茨城町、鉾田市及び大洗町における観光客動態調査における入込客数 769万人

◆定住自立圏形成協定の締結数 1件

主な施策

◆結婚・出産・子育て支援

- ・出産・子ども・子育て支援の充実
- ・安全・安心な子育て環境の構築
- ・子育て世代の転入及び定住促進

◆就農希望者及び起業希望者への支援

- ・就農希望者及び起業希望者への支援の充実

◆地方への人材還流及び雇用対策の充実

- ・Uターン希望者への支援の充実
- ・工業団地立地企業への町民優先採用施策の充実

◆地方移住の推進

- ・茨城町の各種情報の発信
- ・東京圏等での移住相談会の実施

◆他市町村からの定住促進

- ・転入者誘致促進施策の充実

◆行政に頼らないソーシャルビジネスの創出及び地域の循環型経済の構築

- ・DMOにおける農家民泊、体験ツアー等の開催
- ・学校跡地等の利活用

◆ラムサール条約登録湿地涸沼における鉾田市及び大洗町との連携

- ・民間企業、NPO、行政等で組織する協議会の設立
- ・環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習の推進
- ・周辺地域の観光・地域振興・地域経済活性化施策の推進

◆茨城県央地域定住自立圏

- ・茨城県央地域定住自立圏に関する事業

具体的な施策

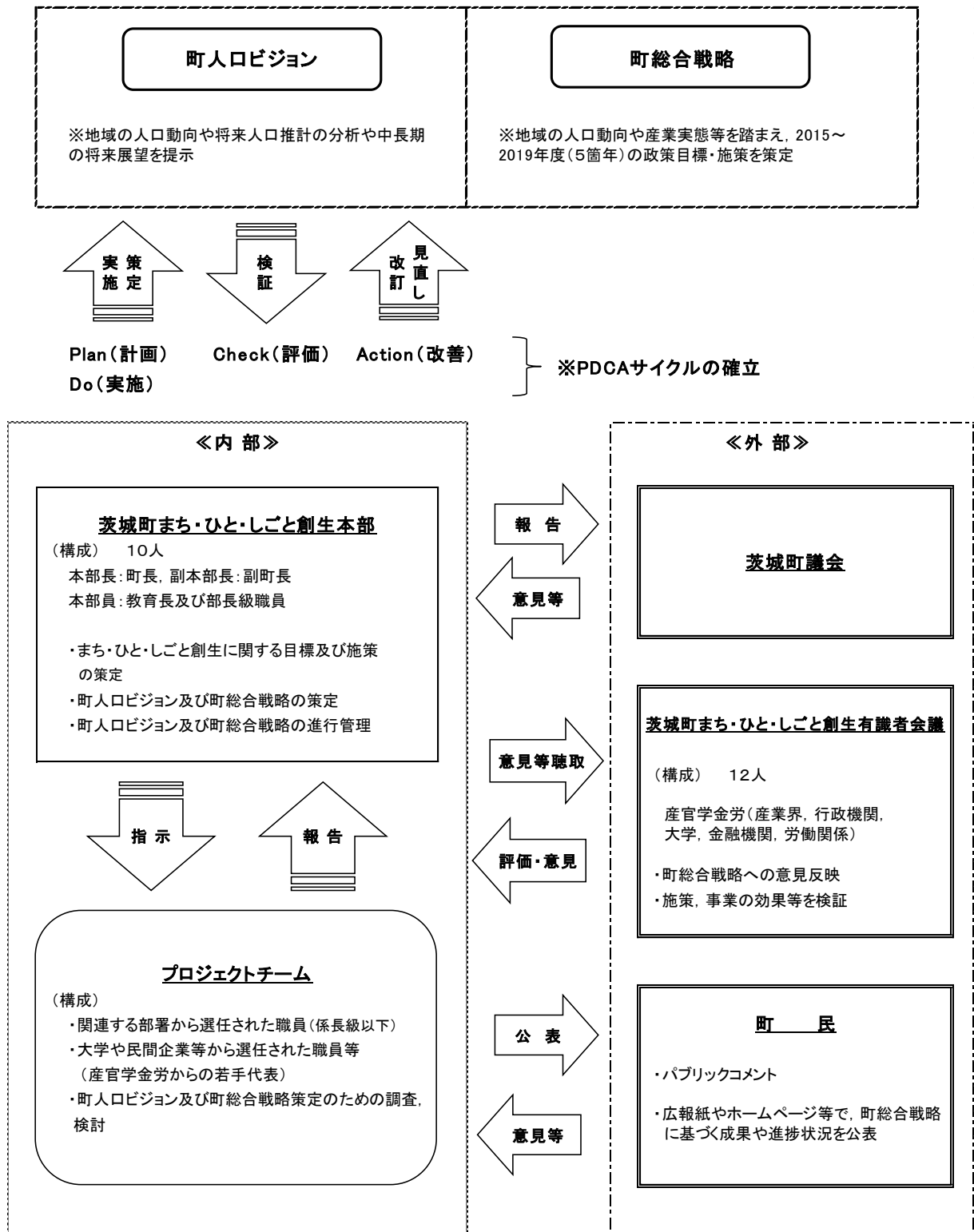
- 出産祝金の拡大
- 茨城町ふるさと奨学金制度の設立
- 子育てホームページ・メルマガ等の充実
- 婚活コンシェルジュの配置
- 不妊治療費の助成拡大
- ヘルメット、チャイルドシート助成
- 子育てコンシェルジュの充実
- 放課後子ども教室の実施（大学等との連携）
- 公園施設の充実
- 婚活応援推進事業
- 医療福祉費自己負担金助成（3歳未満児、中学3年生まで）
- もぐもぐ教室、ぱくぱく教室
- パパママ教室
- 任意予防接種（風しんワクチン等）助成事業
- いきいき健康づくり推進事業
- がん検診推進事業

- 町ビジネス創出支援プロジェクト
- 工業団地新規雇用奨励金の要件緩和
- 新規就農者受入研修事業
- 新規就農者受入フォローアップ事業

- 金融機関との連携によるリバースモーゲージローンの導入
- 定住コンシェルジュの配置
- 魅力発信・フィルムコミッションコンシェルジュの配置
- 魅力発信協力隊の導入
- 学校跡地を活用した交流拠点の整備
- 茨城町版DMOの設立（農家民泊、体験ツアー等を全町へ）
- 転入者住宅リフォーム補助
- 空き家バンク整備事業
- 定住促進パンフレットの作成
- 農家民泊・民宿による受入れ事業
- 体験型観光農園事業
- 観光ボランティア育成事業
- 地域おこし協力隊の拡充
- 集落支援員の拡充
- ふるさと元気づくり推進事業
- 21世紀チャレンジ農業の推進
- 桜の郷整備事業
- 全国移住ナビ、JOIN及び町ホームページでの情報発信
- 移住・交流情報ガーデンでのパンフレット配布及び相談会の実施
- JOIN移住・交流&地域おこしフェア、町村会町イチ・村イチ等への出展

- ラムサール条約登録湿地「涸沼」を生かした広域観光等推進事業
- 茨城県央地域定住自立圏に関する事業（水戸市及び構成市町村で調整中）

■茨城町まち・ひと・しごと創生推進体制



■茨城町人口ビジョン及び茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過

期 日	区 分	内 容
平成 27 年 1 月 6 日	第 1 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・創生本部会議の立ち上げについて
平成 27 年 1 月 20 日	第 2 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済対策に係る国の補正予算案の概要について ・施策の検討について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 2 月 5 日	第 3 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域消費喚起・生活支援型の施策案について ・地方創生先行型の施策案について
平成 27 年 2 月 20 日	第 4 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付き商品券のプレミアム率について
平成 27 年 2 月 26 日	第 1 回 プロジェクトチーム会議 (庁内のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期ビジョン」と「総合戦略」について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 3 月 3 日	第 5 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの技術的助言について ・国からの技術的助言を踏まえた地域消費喚起・生活支援型事業について
平成 27 年 3 月 5 日	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」について ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援金について ・「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の概要について ・町の推進体制について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 4 月 17 日	第 6 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生について ・有識者会議及び外部プロジェクトチーム（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 6 月 25 日	第 2 回 プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の概要について ・町の推進体制について ・町人口ビジョン及び町総合戦略策定に係る基礎調査について ・地方創生先行型交付事業について ・今後のスケジュールについて

期 日	区 分	内 容
平成 27 年 7 月 1 日	第 1 回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生の概要について ・ 町の推進体制について ・ 地方創生先行型交付金事業について ・ 町人口ビジョン及び町総合戦略策定に係る基礎調査について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 7 月 29 日	第 3 回 プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の結果について（速報値） ・ 総合戦略の重点プロジェクト及び施策（案）について
平成 27 年 8 月 7 日	第 7 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域消費喚起・生活支援型交付金について ・ アンケート調査の結果について（速報値） ・ 町の将来人口推計について ・ 町総合戦略における基本目標及び施策について ・ 地方創生先行型交付金（上乘せ交付分）について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 8 月 20 日	第 2 回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の結果について（速報値） ・ 町の将来人口推計について ・ 町総合戦略における基本目標及び施策について ・ 地方創生先行型交付金（上乘せ交付分）について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 9 月 3 日	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の結果について ・ 町人口ビジョン及び町総合戦略（素案）の概要について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 9 月 29 日	第 4 回 プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町人口ビジョン（素案）について ・ 町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 10 月 8 日	第 8 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町人口ビジョン（素案）について ・ 町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について ・ 町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策（案）について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年 10 月 14 日	第 3 回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町人口ビジョン（素案）について ・ 町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について ・ 今後のスケジュールについて

期 日	区 分	内 容
平成 27 年 10 月 22 日 から 11 月 20 日	パブリック・コメント	・町ホームページ及び全戸回覧にてパブリック・コメントの実施
平成 27 年 11 月 19 日	第 9 回本部会議	・地方創生関係施策について
平成 27 年 11 月 24 日	第 5 回 プロジェクトチーム会議	・パブリック・コメントの結果について ・町人口ビジョン（案）について ・町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 11 月 25 日	第 10 回本部会議	・パブリック・コメントの結果について ・町人口ビジョン（案）について ・町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 12 月 3 日	第 4 回有識者会議	・パブリック・コメントの結果について ・町人口ビジョン（案）について ・町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について ・今後のスケジュールについて
平成 27 年 12 月 3 日	第 11 回本部会議	・町人口ビジョンの決定について ・町まち・ひと・しごと創生総合戦略の決定について
平成 27 年 12 月 22 日	議会全員協議会	・町人口ビジョンについて ・町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
平成 30 年 8 月 1 日	平成 30 年度 第 1 回本部会議	・町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
平成 30 年 8 月 20 日	平成 30 年度 第 1 回有識者会議	・町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

■茨城町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年茨城町要綱第1号）

（設置）

第1条 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り穏やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある茨城町（以下「町」という。）を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、町の人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） まち・ひと・しごと創生に関する目標の設定及び施策に関する方向性に関すること。
- （2） 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- （3） 人口ビジョン及び総合戦略の進行管理に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、関連する事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- 3 本部員には、教育長、町長公室長、総務部長、保健福祉部長、生活経済部長、都市建設部長、教育部長及び消防長の職にある者をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部長は、必要に応じ、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（プロジェクトチーム）

第5条 本部において協議する事項について、調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの設置、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 本部に関する庶務は、町長公室企画政策課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月6日から施行する。

附 則（平成28年要綱第5号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

■茨城町まち・ひと・しごと創生本部名簿

役 職	氏 名	備 考
町長	小 林 宣 夫	本部長
副町長	小 林 弘 文	副本部長
教育長	矢 口 和 美	
町長公室長	横 田 修 一	
総務部長	小 沼 芳 久	
保健福祉部長	飯 田 照 夫	
生活経済部長	菅 谷 康	
教育部長	上 田 和 則	
消防長	塙 隆 一	

(H30.9.6 現在)

■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年茨城町要綱第30号）

（設置）

第1条 茨城町における地方創生の推進及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく、総合戦略の策定等に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

（構成員）

第2条 会議の構成員は、12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 農業、畜産、水産業の関係者
- （3） 商工、観光の関係者
- （4） 金融機関の関係者
- （5） 企業等の関係者
- （6） その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、会議終了の日までとする。

（会議）

第4条 会議は、必要があると認めるときには、茨城町長（以下「町長」という。）が招集する。
2 町長は、必要があると認めるときには、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 会議に関する庶務は、町長公室企画政策課において行う。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

(順不同, 敬称略)

所 属	氏 名
国立大学法人茨城大学教育学部准教授	石 島 恵美子
学校法人常磐大学総合政策学部准教授	砂 金 祐 年
茨城県立農業大学校長	大 森 仁 一
株式会社常陽銀行長岡支店長	篠 原 賢 一
茨城県信用組合奥谷支店長	前 田 明 宏
水戸信用金庫茨城町支店長	菊 池 正 人
日東電気株式会社代表取締役社長	阿 部 真 也
株式会社リーテム水戸営業部営業顧問	大 川 泰 弘
クリーンアップひぬまネットワーク会長	谷 萩 八重子
水戸農業協同組合水戸南部営農資材センター統括センター長	奥 谷 光 一
茨城町生活改善クラブ連合会長	照 山 友 子
茨城町商工会青年部長	坪 正 美

(H30.9.6 現在)

■茨城町まち・ひと・しごと創生プロジェクトチーム名簿

(順不同, 敬称略)

所 属	部 署 等	氏 名	備 考
水戸農業協同組合	経済部経済課	田 口 紀 彦	
	総務管理部人事課	大 場 裕 介	
茨城町商工会	青年部	福 田 健	
		小 貫 真太郎	
茨城町4Hクラブ	—	福 島 将 也	
		海老澤 弥 伸	
株式会社常陽銀行	長岡支店	金 沢 伸 一	平成27年6月まで
		金 子 雅 人	平成27年7月から
茨城県信用組合	奥谷支店	本 田 正 和	
水戸信用金庫	茨城町支店	川 崎 雄 平	
国立大学法人 茨城大学	教育学部	伊 藤 あいか	
		阿子島 春 海	
		廣 瀬 未来子	
学校法人常磐大学	コミュニティ振興 学部	荻 原 大 徳	
		佐 藤 良 樹	
茨城町総務企画部	総務課	海老澤 靖 範	
	まちづくり推進課	黒 野 波 美	
	財政課	亀 山 裕	平成27年3月まで
		寺 田 祐 也	平成27年4月から
茨城町保健福祉部	社会福祉課	一 澤 義 孝	
	こども課	佐 藤 貴 紀	
	保険課	石 島 雅 子	
	健康増進課	太 田 雅 恵	
茨城町生活経済部	農業政策課	海老澤 和 鏡	
	地域産業課	武 藤 寛 明	
	みどり環境課	清 水 邦 明	平成27年3月まで
	町民課	村 田 真 澄	平成27年4月から
茨城町都市建設部	都市建設課	亀 山 聡	
	道路管理課	青 木 勇 輔	
茨城町教育委員会	学校教育課	三 浦 崇 広	
	生涯学習課	真 田 裕美子	

茨城町民憲章

- 1 ふるさとの自然を守り，美しい環境の町をつくりましょう。
- 1 からだをきたえ，教養を高めて，すこやかな町をつくりましょう。
- 1 隣人や家庭の愛を大切に，まごころのかよい合う町をつくりましょう。
- 1 自分の仕事に責任と誇りをもち，活気に満ちた町をつくりましょう。
- 1 文化遺産を愛護し，先人の努力に感謝できる町をつくりましょう。



町の花「桜」



町の木「梅」



町の鳥「うぐいす」



茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 平成 27 年 12 月

改訂 平成 30 年 9 月

発行者 茨城町

編集 茨城町 町長公室 企画政策課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

TEL 029-292-1111 FAX 029-292-6748

HP : <http://www.town.ibaraki.lg.jp>

Mail : shinseisaku@town.ibaraki.lg.jp

